広報こうた

No.177　昭和43年9月15日

発行　額田郡幸田町
編集　幸田町企画室
印刷　あいち印刷㈱

九月の解説

九月の和名は「ながつき」といいます。この呼び名は遠慮ですから、太陽暦では十月半ば過ぎ、ことしは旧九月一日が新暦十月二十二日に当たるからと考えてよいでしょう。としますと、この「ながつき」という和名は「長くなる月」あるいは「夜が長くなる月」ということに由来すると考えてよいでしょう。

人口動態（昭和43年9月1日現在）

総人口		19,102人
内	男	8,878人
	女	10,224人
世帯数		3,825戸

8月中の動き

出生	男	32人	死亡	男	5人
	女	26人		女	4人
転入	男	53人	転出	男	48人
	女	36人		女	32人
移動		58人			9人
		69人			80人

秋の交通安全運動
10月11日から10月20日まで

絶対になくそう 交通事故を

交通事故絶滅運動の目標は、昨年に引き続き二年目であり三河部二九町村で三巻の思想徹底のためありがたくない成績であります。（四三河事務所管内は左図を参照）

発生状況を町村別にみますと都市化の進む、あるいは国道が通っている町村に事故が多発しており、幸田町でもやはり国道二四八号線が一番多く発生しております。

きて事故の原因をみると安全運転義務違反の三〇、八パーセントをたどり交通戦争、交通地獄といういまわしい言葉が使われていといって決して過言でないと思います。過言すれば違反を意識して車を運転している人が殆んどということもいえます。

今年秋の全国交通安全運動の目的は『人命尊重の見地から交通事故の絶滅、とくに歩行者の交通事故の絶滅を目標として、すべての歩行者、運転者、運転車の最い主その他重輪交通に関係のある者に交通安全思想の徹底を図り、正しい交通ルールの実践を習慣づけると、ともに、道路交通環境下六八町村（市を除く）で一六

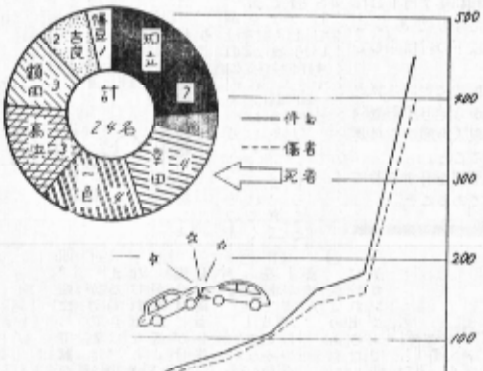

中、交差点横断歩道横断中となっております。

どの事故も、みんな 無理から油断から

どうか車を運転する人はくれぐれも事故を起さないよう、また歩行者の人も、歩行者優先をいいことに無理な横断や左側通行をせず歩行者としてのルールを守り、交通事故絶滅に努力いたしましょう。

病害虫発生予察情報について

普通作物、果樹病害虫発生予察予報が次のとおり発表されましたので、各病害虫には注意をし、防途に万全を期してください。

記

一、水稲

㈠ 葉いもち　穂いもちと葉枯れ症状

穂いもちは、普通種植の中稲などでやや多く、とくに枝梗いもちはやや多目の発生となりましょう。

なお、ごま葉枯病などによる穂枯れ症状は少な目となりましょう。

また、中晩稲など、植物始め頃までの苗除を徹底し、出穂期の場の場合今年苗中の植布はさけてください。

㈡ 萎縮病

今後の発生は並～やや少な目になるでしょう。

なお、一般的には今後の防除は必要としませんが、多発田では出穂後防除をする場合、有機ひ素剤はさけてください。

㈢ 白葉枯病

平坦部では常発地でもほとんど発生していない。

山麓部では各地に発生し、多発田も少なくない。

すでに発生した地帯の中晩稲では、九月上旬ノ中旬頃までに追肥や浸冠水があった場合は必ず防除してください。

㈣ 縞葉枯病

例年、第二世代幼虫の被害は全般にやや多く発生しましょう。

なお、八月下旬に苗除を行なった場合でもさらに九月上旬にも防除を徹底して行なってください。

また、普通種、中晩稲などでは混合剤を用い、穂いもちと同時防除を行なえば効果的でしょう。

㈤ カキ炭素病

発生量は並～やや少な目でしょう。

なお、九月に一～二回、次の薬剤のいずれかを散布する。アンスラキノン水和剤（メルクデラン八〇〇～一〇〇倍）

チアジアジン水和剤（サンバー八〇〇～一〇〇〇倍）

石灰ボルドー液（三：一五式、展着油加用）

㈥ モモ（コスカシバ）

羽化量は並でしょう。

被害（食入）量はやや多目でしょう。

なお、剪枝、主幹を塗布剤（ガンマライト、サッチュコートなど）か、散布剤（テオダン乳剤ガマリックス乳剤の一〇〇～一二〇〇倍、またはネオサッチュコート七五倍）で処理し、その際薬剤が葉にかからないよう注意しましょう。

㈦ ナシ黒斑病

発生量は多目でしょう。

なお、後期感染を防ぐため九月上旬に次の薬剤のいずれかを散布してください。

○ジネブ水和剤（ダイセン五〇〇倍）

○アンスラキノン水和剤一、〇〇〇倍

○有機銅、キャプタン水和剤（オキシラン六〇〇倍）

㈧ カキ炭素病

発生量は並～やや少な目でしょう。

なお、九月に一～二回、次の薬剤のいずれかを散布する。アンスラキノン水和剤（メルクデラン八〇〇～一〇〇〇倍）

チアジアジン水和剤（サンバー八〇〇～一〇〇〇倍）

石灰ボルドー液（三：一五式、展着油加用）

㈨ モモ（コスカシバ）

羽化量は並でしょう。

被害（食入）量はやや多目でしょう。

なお、剪枝、主幹を塗布剤（ガンマライト、サッチュコートなど）か、散布剤（テオダン乳剤ガマリックス乳剤の一〇〇～一二〇〇倍、またはネオサッチュコート七五倍）で処理し、その際薬剤が葉にかからないよう注意しましょう。

七〇才になったら老令福祉年金を請求しましょう

老令福祉年金は七〇才のおとしよりになればだれでも支給される年金です。

現在、年金額は二〇、四〇〇円（月額一、七〇〇円）となっています。この老令福祉年金は七〇才になれば当然受ける資格がありますが全額国の負担によって支給される年金であるため、ある程度生活のゆとりのある人々には ご遠慮願うことになっています。

その主なものは、所得制限として本人やその配偶者および扶養義務者が前年において一定額以上の所得がある場合、また公的年金として恩給や公務扶助料、厚生年金などの制度から一定額以上の年金を受けている場合などで、これに該当する人については全部または一部の年金を支給停止されること

犬は正しく飼いましょう
野＝犬＝一＝掃＝運＝動
（九月一日～三十一日）

最近、経済の成長と発展に伴って、国民生活の安定を反映してか、畜犬熱が国民各層にブームとなっており、全国平均約十世帯に一頭の割合で犬が飼育されています。現在狂犬病予防法によって登録されている犬は全国で約二百七十万頭にのぼっています。

しかしながら一方では、犬による咬傷事故によって尊い人命が失われる事例や、農作物、家畜などの被害も各地に続発している状況で、このことは、いうまでもなく犬に対しての飼い主の無責任な飼育方法に原因しています。つまり、犬を放し飼いにすることによって起こる被害や、不用になった犬を捨てることから発生した野犬による被害などです。

このように数多く発生している被害は、大気汚染、騒音とは別の意味の生活課題上の公害として、しばしば社会問題となっており、少なからず国民生活に不安を与える状況です。

このため、昨年度から国では野犬一掃運動を展開しています。本年度も、犬に起因する人畜等への被害の発生を防止して国民の不安を解消するとともに狂犬病予防の徹底をはかるために県、市、町、村の協力により、野犬一掃運動を全国一斉に展開することとなりました。

運動の目標――次の事項を主な目標として全国にわたって実施します。

① 犬のけい留の励行
② 野犬の捕獲
③ 不用犬の引取

正しい犬の飼い方――犬に起因する被害は、本来、人が飼っていた犬に由来するもので、犬を飼う人の正しい犬の飼育方法の自覚と認識がないと、ますます野犬は増加する一方で、犬の捕獲を積極的に行っても、これらの被害を防止することはできません。そのため、犬の飼育について正しい知識の普及と道徳心の高揚が大いに期待されています。

なお、正しい犬の飼い方の代表的なものをあげると次のとおりです。

① 登録　② 犬を飼うときは、必ず役場で登録し、登録済みの鑑札を犬の首輪につけること

③ 予防注射　④ 犬は必ず年二回（春、秋）狂犬病予防注射をうけ、注射済みの票を犬の首輪につけること

⑤ 飼い方
◎ 犬は放し飼いにすると放浪癖をつけ、他人に迷惑をかけるので、いつもオリに入れるかクサリなどでつないでおくこと
◎ 犬をつれて歩くときは、いつも飼主の責任を歩くようにしつけること
◎ 犬が人をかんだときは、必ず獣医師の診察をうけるとともに、もよりの保健所へ届けること

町内神社祭礼日

月日	神社名	氏子
9・28	火神社	上六栗
10・5	八幡知社	桐山
	深溝神社	里、市場の一部
	創祖神社	市場、衛谷の一部
	素盞嗚知社	里、衛谷の一部
10・7	秋葉神社	幸田
10・8	須佐知社	芦谷
10・9	熊野神社	岩淵、鎗町の一部
	巌美神社	須美
10・10	神明宮	荻田
10・12	稚宮神社	羽栗知社
10・13	大歳知社	荻
	八幡宮	六栗
10・14	三村神社	長嶺、久保田
10・15	猫野神社	野場
10・17	秋葉神社	横落
11・8	神明宮	高力
4・9	永野神社	永野
4・18	御嶺社	新田

ハンコ七カ条

日本人はハンコ好きな国民だといわれますが、ハンコが押してあれば法律的に責任を生じますから、押すときは慎重にしたいものです。

日常生活でこれだけはぜひ守ってほしい七カ条です。

◉ 印鑑は他人にあずけるな
◉ 相手がまわず白紙委任状を巨すべからず。
◉ やたらに保証人の印を押さないこと。
◉ 署名捺印でも学にかけて押せ
◉ 給失した判が出てきても使うな
◉ ハンコを押すときは本内を使え
◉ 実印、認印、金銭印は区別して使え。

昭和42年中の町民所得
総額241,334万円

役場税務課では、このほど昭和43年度住民税の課税資料に基づいて昭和42年中の町民個人所得について調査を行なった。これによると所得総額は24億1343万7千円で、前年（昭和41年）より4億4491万3千円、22.6パーセントの伸び率となっている。所得の種類別人員と所得額は次のとおり。

給与所得	1,780,121千円	5,282人
営業所得	231,093千円	384人
農業所得	307,041千円	1,257人
その他の事業所得	49,883千円	115人
その他の取得	45,209千円	75人
総額	2,413,347千円	7,113人

所得の種類別の所得者1人当りの所得額は、

給与所得	337,016円	営業所得	601,805円
農業所得	244,265円	その他の事業所得	433,765円
その他の所得	602,787円	平均	339,287円

また、前年に対する伸び率については各取得の前年（昭和41年中）に対する増加所得額と所得の伸び率は次のとおりである。

	増加所得額	伸び率
給与所得	267,520千円	17.7%
営業所得	84,273千円	57.4%
農業所得	59,292千円	23.9%
その他事業所得	10,203千円	25.7%
その他の所得	23,625千円	9.5%
総額	444,913千円	22.6%

(1)　この調べは昭和43年1月1日現在幸田町に居住する者について、昭和42年中の所得額を、昭和43年7月1日現在の住民税課税資料に基づいて調査したものであること。なおこの調べには所得額50,000円以下の者は除してあるものであること。

(2)　この調べにおける所得額とは、所得税法に定める算定方法（給与所得にあっては、収入金額から給与所得控除額を差し引いた額、その他については収入金額から必要経費を差し引いた額）によるものであること。

(3)　この調べにおいて1所得者で数種の所得を有する者については主たる所得に含めてあるものであること。

四十三年分 農家経営基礎調べに ご協力を!!

役場税務課では、四十三年分所得税および四十四年度住民税における農業所得の算定に用いる基礎資料とする「昭和四十三年分農家経営基礎調べ」を行ないます。

この調べは町内の農家（兼業を含む全農家）を対象として作物別の田畑耕作面積の調査を中心として畜産、農業関連副業、農機具等の状況を本年七月三十一日現在で調査するもので各生産組合長さんが調査に当たられます。

本来、所得税や住民税は、納税者自身が所得を計算し申告を行ない、これに基づいて税金は計算されるものでありますがこの所得計算の場合、農業所得は他の所得と異って所得原因が比較的単一的であるので耕作面積等を基準とし一定所得標準率を乗じて算定することになっております。

今回の農家経営基礎調べは、いわば所得申告に代るべきものであるといえますので全農家の良識ある申告に基づく調査が期待されるものです。

税務課では、この調べが農税の基となるものでありますので税の公平の見地から農業者間または他の所得者との所得均衡を保つためにも調査の適正を期したいと思いますので格別のご協力をお願いいたします。

無料民事、家事相談所の開設について

日頃皆さんが身じかに接しておられる土地や家屋、金銭の貸借関係、交通事故等のほか家庭内の紛争などでお困りのかたはありませんか。

こういう日常生活におけるいろいろの争いごとを円満に解決するため、調停という制度があります。この調停を申し立てるにはどうしたらよいか、また、どのように行なわれるか、その結果はどうなるか、ということについて実際に調停にたずさわっている調停委員がご相談に応じます。

相談の内容の秘密は固く守ることになっています。ご遠慮なくおこしください。

一、日時　昭和四十三年十月二十一日（月）午前九時から午後四時まで

二、場所　岡崎市本町通り三（国鉄、名鉄バス本町停留所前）
岡崎信用金庫本町支店（三階会議室）

三、相談員弁護士、調停委員

森林組合よりお知らせ

◇造林　秋植は10月中に行いましょう。
◇手入れ　秋の下刈は無害無益
◇シイタケ
◎浸水（10〜11月）1昼夜半
◎芽出し適温　15〜18°
◎本年打込原木は、10、11月でもう1回天地返しをしてやりましょう。
◎椎茸栽培部会員の先進地視察を9月27日に予定しています。（おって各会員に連絡します）
　視察地ー三重県美里村穀水農協
◎共同出荷を10月1日より始めます。
　詳細は視察時に説明します。
◎町主催で第1回精鍋、椎木、管理技術共進会を10月中に開きます。
◎シイタケ作りナラ類は、秋から冬にかけて伐るがよい。
◇シメジ
◎小屋掛しましたか、小屋掛を行えば今までの敷ワラを除却し、切ワラを2㎝位敷ましょう。
◎シメジ栽培者は先進地視察を10月中旬に予定しております。

がけ崩れを防ぎましょう

毎年梅雨や台風シーズンの豪雨により、各地でがけ崩れが起り、多くの住宅や人命に害を与えたことは、みなさんもよくご承知と思います。

あなたの家はいかがでしたか？「いやー、わが家に限っては大丈夫」などと油断は禁物。がけに近いあなたの家に、いつがけ崩れが襲いかかってくるか、まったくわかったものではありません。

あなたの家族や住宅を守るため、今あなたが住んでいる家の周りを、またこれから建てようとする場合はその敷地を、よく見回わしてください。

一、がけに近すぎるのではないでしょうか？

高いがけの上下近くに家を建てないこと。これはがけ崩れをさける最上の手段です。もちろん全く常識的なことですが、県の条例でも高さ二メートルをこえるがけの近くに家を建てる場合は第一図のようにがけの高さの二倍以上がけから離すこととしています。

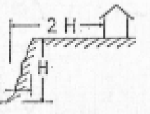

二、がけの勾配をゆるくしましょう。

がけの勾配をゆるくし、その表面を芝か張石でおおえば崩れにくくなります。県の条例では、第二図のように三十度以下とすることとしています。

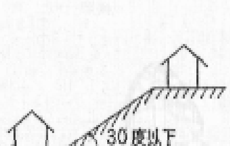

三、擁壁（石垣・土どめ）で防ぎましょう

敷地の関係で、がけから離れて建てることも、がけを削り取って勾配をゆるくすることもできないときは、最後の手段です。丈夫な擁壁を造って防ぎます。

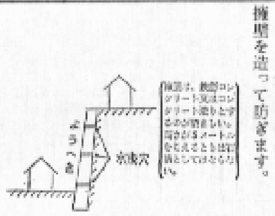

四、盛土して家を建てるときは

㋑がけの高さが二メートルをこえる場合は、必ず擁壁を造らなければなりません。

㋺がけが低く、擁壁を造らない場合は、がけの勾配をゆるくし、斜面を芝か張石でおおいます。

㋩盛土してから六カ月以内は家を建てるのを待ってください。土がまだしっくり落ちついていません。

㋥何よりも敷地が雨水等によって流れ出さないようにすることがカンジンです。

五、これから家や宅地を買うときは

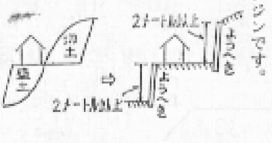

両側が山に囲まれた谷川沿いの土地、景色は素晴しくとも洪水の危険は十分。また、土のむき出したハゲ山の下は雨のたびに山崩れの心配が必要。これから住宅や宅地の求められる場合はこれらによく注意して、ただ安いから、景色がよいからという理由だけで危険を抱き合わせで買い込まないように。

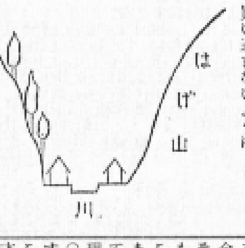

六、いま住んでいる家についても手段さえ講ずれば危険は防げます。手をこまぬいて災害の起るのを待っていることはありません。あなたの敷地に適合した方法を早速見付け、スグ取りかかりましょう。

戸籍移動

（出生）

出生児	父	区名
羽生　明子	明石	岩堀
鴨下　克仁	幸雄	荻
坂中恵美子	義政	六栗
長谷　雅城	龍城	桐山
長谷きとみ	太郎	桐山
伊澤美由紀	泉	野場
加藤　澄也	幸治	須美
鴨下　直史	克己	鷲田
三浦　圀利	一志	市場
加藤　敏弘	啓好	幸田
赤川　靖憲	定雄	鷲田
南雲　法隆	輝幸	芦谷
鈴木　正博	定雄	岩堀
長谷　真一	光男	桐山
大竹　道博	武雄	坂崎
鈴木　達治	勝男	岩堀
都築浩一郎	一三	大草
山本　直美	勝弘	長嶺
三浦　夏司	康平	坂崎
中根わたる	八郎	芦谷
村越　滋幸	圀雄	南谷
石川　徹	光春	鷲田
杉浦久美子	稔男	坂崎
佐野恵美子	春三	市場
山崎　純司	哲也	幸田
渡邊　紀子	信夫	六栗
鈴木　規文	道夫	芦谷
永井　敬子	善章	上六栗
三浦　夏江	清	市場
野川　麻紀	辰総	市場
大泉　孝男	康治	坂崎
左右田彰久	守夫	野場
三浦　広子	繁	市場
森嶋　順哉	保峯	坂崎
鈴木　花子	新市	永野
三浦　晶和	晶	市場
長谷　善晴	安	桐山
堀　孝宜	紀国	芦谷
谷川　文彦	澄二	高力
鈴木　雅美	坂男	野場
石川　愛子	常雄	市場
鴨下　幸子	善昌	桐山
加藤　文人	蔵	岩堀
長野　秀美	紀夫	六栗
片桐　敏美	宗治	市場
東　智香	欣男	六栗
梅津　剛	克彦	六栗
岩瀬　章	欽吾	芦谷
成瀬　リカ	敬一	芦谷
川口　徹	義作	六栗
山田　薫	偉一	芦谷
翁馬　栄子	勇夫	六栗
成田　直子	重忠	荻
島田　博一	重義	六栗
木下きちえ	敏夫	芦谷
中井　教隆	信雄	高力
菅野　昌敏	謙盤	六栗
金田　有加	圭史	三菱

（死亡）

死亡者	年令	世帯主	区名
児玉　珠助	74才	つね	岩堀
稲吉　いま	69才	数太郎	逆川
加藤　米松	60才	本人	芦谷
山田　はな	58才	俊彦	高谷
杉浦ヨシエ	24才	権一	野場
杉浦　英樹	1才	種一	野場
鈴木　花子	0才	新平	永野
稲吉金太郎	79才	周平	逆川

障害のある人は福祉年金を請求しよう

みなさんの家族またはご近所で、全盲や全ろうあるいは結核や精神その他いろいろな病気で三年以上もねたままで、自分の身まわりのことができないような重い障害のある人で障害福祉年金の請求をしていない人はありませんか。

現在障害福祉年金額は三二、四〇〇（月額二七〇〇）となっています。

この年金を受けるためには、二〇才から七〇才未満の人が受けられますがその対象となる障害の範囲は次のようになっています。

眼のほとんど見えない人、手足の不自由な人など外部障害者と結核性や呼吸器の病気、精神病、それに心臓、腎臓、血液などの内部障害がありますがいずれもその程度が次のような人でなおる見込のないものや治療に長期間かかる見込の状態にある人に年金が支給されます。

(ｲ)他人の手を借りないと自分の用が足せない人、たとえば身のまわりのことはかろうじてできるがそれ以上の活動はできないもの又はしてはいけないもの。

(ﾛ)障害の程度をみる場合単に一つの病気だけで決めるものではなく、その人がもつ、すべての障害を総合してみることになっています。

なお、これらの病気の共通点としては、長期にわたって療養中のものについては、初診日から三年を経過した日においてその病気の状態や程度をみることになっています。

以上に該当すると思われる人がありましたら近くの専門医を訪ずれて診断書を作成してもらい、印かんとその診断書をもって町村役場の国民年金担当係で福祉年金請求の手続きをしてください。

なお、この診断書は特別の様式になっていますので、該当見込と思われる家族等の方は役場の窓口へご相談にきてください。

一、第二十回全国商工会珠算検定実施について

1、試験日十一月十七日午前十時
2、申込日十月十八日午後五時まで
3、試験場幸田中学校の予定
4、申込場所幸田商工会および珠算塾
5、受講料一級二五〇円二級二〇〇円三級一五〇円四級以下一〇〇円
7、備考受検者は早目に申込んでください。

二、サービス券付抽せんの当選発表

1、一等下三ケタ三〇五
二等下二ケタ　〇六各共通
三等下一ケタ　一
2、当選のかたは十月十日までに商工会館内事務所で商品券と引換えいたしますから以降は無効になりますのでお早目にどうぞ。